様式第１号（第５条第２項関係）

開　催　案　内　書	
令和８年度第２回玉野市高齢者保健福祉事業及び介護保険事業運営協議会	
開　催　日　時	令和８年１１月２６日（木曜日）１３時３０分から
開　催　場　所	玉野市役所　３階　大会議室（玉野市宇野１丁目２７番１号）
議　　題	・第 10 期玉野市老人保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について ほか
傍聴の可否 (非公開の理由)	可
傍聴の定員	５名
傍聴の手続	前日までに電話または来庁により、事務局までお申し込みください。 （住所・氏名・電話番号をお聞きします。）
事　務　局	健康福祉部長寿介護課（０８６３－３２－５５３７）

様式第２号（第６条第５項関係）

傍聴に関する注意事項

次の事項に該当する人は、会議を傍聴できません。

(1)　危険な物を持っている者

(2)　ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の会議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

(3)　酒気を帯びていると認められる者

(4)　前各号に定めるもののほか、その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

傍聴者は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り傍聴してください。

(1)　静粛にすること。

(2)　会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(3)　携帯電話その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

(4)　飲食又は喫煙をしないこと。

(5)　事前に審議会等の長の許可を得ている場合を除き、会議場において撮影、録音、録画、放送その他これに類する行為をしないこと。

(6)　前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

その他の注意事項

(1)　傍聴者は、会議の途中、会議の長により非公開とする決定があったときは、速やかに退場してください。

(2)　傍聴者が会議の長の命令に従わず、会議の公正かつ円滑な進行の妨げとなると判断される場合は退場していただきます。

事務局　　健康福祉部長寿介護課